

## 第22回蒲郡俊成短歌大会 作品募集

生涯学習課 ☎66・1167

### 投稿規程

- ・投稿は1人1首のみ。
- ・主題は自由。自作・未発表の作品に限ります。
- ・規定の用紙(市民会館にあります)または原稿用紙をご使用ください。

選者 島田修三、栗木京子  
ほか5人

### 投稿料 千円

賞 特選6首、選定賞7首、入選40首ほか

副賞 市内温泉ペア宿泊券(特選受賞者のみ)

### 投稿方法 2月21日(水)(消印有効)までに、投稿作品1

(首・郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・性別・4月29日(祝)の歌会への出欠を記入の上、投稿料を添えて、市民会館内生涯学習課(〒443-0035 栄町1185)へ。郵送の場合は、郵便小為替または現金書留をご利用ください。

### ●短歌大会(歌会)

とき 4月29日(日)午後1時

ところ 市民会館中ホール

### ●記念講演

演題 「歌の個性」  
講師 栗木 京子

## 愛知県消費生活 モニター募集

商工観光課 ☎66・1119

### モニターの主な仕事

- ①危険な商品、不当な取引や価格動向などの監視・通報表示、生活必需品の需給・
- ②消費生活調査、アンケートへの回答(年5回程度)
- ③モニター研修会(年1回の予定)

応募資格 県内在住の満20歳以上の方

任期 4月の依頼日から平成20年3月31日まで

### 謝礼 年額7千円(予定)

### 応募方法 1月29日(月)〜2月

14日(水)(消印有効)までに、応募用紙(県民生活プラザ、市役所商工観光課、ホームページ) <http://www.pref.aichi.jp/kennin/shohisei/katsu\_monitor/bosyu/18bosyu.html#oubouhou> にあります)を東三河県民生活プラザ(〒440-8511 豊橋市八町通5-14)へ。

問合せ先 東三河県民生活プラ

ザ ☎05332527337

## 蒲郡駅南公共駐車場の の定期利用の募集

都市施設課 ☎66・1141

募集台数 64台(募集台数を超えた場合は抽選)

車両の制限 長さ5m・幅1.9m以下の車両

対象者 蒲郡駅から鉄道で通勤・通学をする方

利用開始日 平成19年4月1日 午前6時

利用期間 3カ月ごとに利用の更新ができます。ただし、最長は平成20年3月31日までです。

利用料金 3カ月定期券として1万8千円

定期券の発行 料金納入確認後、蒲郡駅南公共駐車場料金所で随時発行します。

申し込み 1月26日(金)〜2月9日(金)(当日消印有効)までに住所・氏名・電話番号・勤務通学先の名称および所在地・車両ナンバーを申込書に記入の上、鉄道定期券の写しを添えて、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、都市施設課(〒443-8601 FAX66・1193

Eメール [tossise@city.gamagori.lg.jp](mailto:tossise@city.gamagori.lg.jp) または駅南公

共駐車場料金所へ。申込書は各申込先またはホームページ <<http://www.city.gamagori.aichi.jp/toshikai/oshise/ekishsetsu/index.htm>> にあります。

※締め切り後に、抽選の有無を連絡します。抽選は、2月18日(日)午前10時に市役所北棟集会室にて行います。

◆お詫びと訂正◆

広報がまごおり1月1日号の表紙に間違いがありました。

誤 鹿島町 市川光子さん(と)と文枝さん親子

正 ← 鹿島町 荒川光子さん(と)と文枝さん親子

広報がまごおり平成18年12月15日号の7ページに間違いがありました。

### 職務専念義務免除者(平成17年度)

区分	部分休業取得者	
	新規	前年度からの継続
女性職員	3人	2人
一般事務職	3	2
保育職	0	0
医療職	0	0
男性職員	0	0

### お気軽にご相談ください 相談は無料。秘密厳守です。

名称	とき	ところ	相談員	問合せ先
人権相談 行政相談 よろず相談	1月31日(金) 午前10時〜午後4時	市民会館中ホール	松井 慶彦 白川 節子	市民課 ☎66・1110
	2月7日(金) 午前10時〜午後4時		石原 庸隆 鈴木 博子	
	2月14日(金) 午前10時〜午後4時		櫻間 雅文 牧原 正枝	
子育て 家庭相談	毎週月〜金曜日 午前9時30分〜午後5時	家庭児童相談室	家庭児童相談員	家庭児童相談室 ☎66・1213

名称	とき	ところ	相談員	問合せ先
法律相談 (予約制)	2月7日(金)・14日(金) 午後1時〜4時 予約受付:2月7日は1月29日(日)、2月14日は2月5日(日)午前8時30分からです。	市民会館中ホール	弁護士	市民課 ☎66・1110
	消費生活相談			